

平成31年度（2019年度）司法書士試験 記述式

第37問 商業登記法 解答例

第1欄

【登記の事由】

株式の分割
 発行可能株式総数の変更
 吸収合併による変更
 取締役及び代表取締役の変更

【登記すべき事項】

平成30年12月31日変更
 発行済株式の総数 2,000株
 同日変更
 発行可能株式総数 8,000株
 平成31年1月1日次のとおり変更
 発行済株式の総数 2,210株
 資本金の額 金5億円
 平成30年12月20日代表取締役である取締役A死亡
 平成30年12月25日次の者就任
 さいたま市浦和区戊町1番地
 代表取締役 B
 平成31年1月1日取締役H就任
 同日東京都品川区丙町1番地ムーン株式会社を合併

【登録免許税の額】

金21万円

【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録	1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1通
取締役会議事録	2通
吸収合併契約書	1通
公告及び催告したことを証する書面 異議を述べた債権者はいない	2通
資本金の額が会社法第445条第5項の規定に従って計上されたことを証する書面	1通
登録免許税法施行規則第12条第5項の規定に関する証明書	1通
吸収合併消滅会社の登記事項証明書	1通
吸収合併消滅会社の株主総会議事録	1通
吸収合併消滅会社の株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1通
吸収合併消滅会社の公告及び催告したことを証する書面 異議を述べた債権者はいない	2通
死亡届	1通

取締役Hの就任を承諾したことを証する書面	1通
代表取締役Bの就任を承諾したことを証する書面 取締役会議事録の記載を援用する	
印鑑証明書	2通
本人確認証明書	1通
委任状	1通

第2欄

【株主の氏名又は名称】
A, B, C, H, I

第3欄

【登記の事由】
取締役、代表取締役、監査役及び会計監査人の変更 監査役 ^の 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め ^の 廃止 会計監査人設置会社 ^の 定め ^の 設定

【登記すべき事項】
平成31年3月5日取締役F辞任 平成31年3月28日次の者退任 取締役 B 監査役 P 同日代表取締役B資格喪失により退任 同日次の者就任 取締役 J 取締役 K 千葉市中央区乙町1番地 代表取締役 K 監査役 Q 会計監査人 R監査法人 同日監査役 ^の 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め ^の 廃止 同日設定 会計監査人設置会社

【登録免許税の額】
金6万円

【添付書面の名称及び通数】	
定款	1通
株主総会議事録	1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1通
取締役会議事録	1通
辞任届	1通
取締役Jの就任を承諾したことを証する書面	1通
取締役Kの就任を承諾したことを証する書面	1通
代表取締役Kの就任を承諾したことを証する書面 取締役会議事録の記載を援用する	

監査役Qの就任を承諾したことを証する書面	1通
会計監査人R監査法人の就任を承諾したことを証する書面	1通
印鑑証明書	4通
委任状	1通

第4欄

【理由】

平成31年3月28日開催の定時株主総会で、大会社になったため、会計監査人設置及び監査役設置義務が生じるため。